

市民局指定管理者審査選定委員会議事概要

- 1 日 時 令和元年7月3日(水) 14時～16時10分
- 2 会 場 さいたま市役所本庁舎2階 特別会議室
- 3 出席者 (委員)横山委員長、近藤委員、代田委員、山口委員、木島委員、神田委員、
長澤委員
(所管課)市民生活安全課
(事務局)市民生活安全課
- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果

以下の施設の選考方法案について諮問を受け、議事要旨【結果】のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
さいたま市ホテル南郷	1	保養施設	公募	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで
さいたま市新治ファミリーランド	1	保養施設	公募	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで
さいたま市見沼ヘルシーランド	1	保養施設	公募	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

6 議事要旨

(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理者を指名した。

【結果】

委員長には、法律的視点があり、客観的な立場から議事を進めていただける方として、横山委員が選任された。委員長職務代理者には、企業の健全性、財務状況の観点から審査ができるとして近藤委員が指名された。

(2) 指定管理者選考方法案について

ア さいたま市ホテル南郷

(市民生活安全課所管施設)

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

■募集区分

単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市ホテル南郷条例

市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図るため

■施設概要

《所在地》 福島県南会津郡南会津町界454番地

《主な施設》 客室21室、売店、食堂、浴場など

■業務内容

- ◇施設管理運営に関する業務
- ◇安全衛生を確保する業務
- ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
- ◇その他の業務

■募集要件

平成20年度以降に、ホテル南郷に類似又は宿泊を目的とした施設の管理運営業務を5年以上継続して行った実績があること。

■指定期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

■募集方法

公募とする。

■選定基準（審査項目・配点）

「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第3条第1項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定する。配点については、施設の安全管理、衛生管理及び利用率向上のための提案について、配点のウエイトを2倍とする。最低制限基準として、3つの審査項目の合計点が満点の60%に達しない場合は選定しないこととする。

■管理経費等

◇利用料金制を導入する。

◇現指定管理者の実績を基に、消費税増税及び自然の教室の受け入れが無くなる事を見込んだ額としている。

【質疑等】

Q 今後は自然の教室の受け入れは行わないのか。

A 館岩少年自然の家が増築され、そちらでの一括受け入れとなったため、今後はホテル南郷での受け入れは行われぬ。

Q 自然の教室の受け入れがなくなって問題ないのか。

A 年間3,000名ほどの参加があったので影響は大きいですが、中規模修繕でエレベーターが設置されたことなどをPRし、高齢者等の利用者増加に繋げることで補っていきたいと考えている。

Q 現指定管理者になってからの利用者数の推移は。

A 25年度7,042人、26年度9,673人、27年度9,114人、28年度8,818人、29年度8,955人である。30年度は途中から中規模修繕で閉館している。利用者の増減は、その年度の天候等が大きく影響している。

Q エレベーターが設置されるとのことだが、元々車椅子用昇降機があったのでは。

A 車椅子用昇降機は宿泊棟と温泉棟の間の階段を移動するためのものであり、今回設置するエレベーターは宿泊棟の1階と2階を移動するためのものである。

Q 現在の指定管理者の実績評価は。

A 毎年度評価を行い、ホームページに公開している。ホテル南郷の現在の指定管理者の評価は9点満点中6点である。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

イ さいたま市新治ファミリーランド

(市民生活安全課所管施設)

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

■募集区分

単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市新治ファミリーランド条例

豊かな自然環境の中で市民の健康の増進及び余暇活動の充実を図るため

■施設概要

《所在地》 群馬県利根郡みなかみ町相俣159番地1

《主な施設》 コテージ、バンガロー、温泉棟など

《開設期間》 4月1日から11月30日まで

■業務内容

◇施設管理運営に関する業務

◇安全衛生を確保する業務

◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

◇その他の業務

■募集要件

平成20年度以降に、新治ファミリーランドに類似又は宿泊を目的とした施設の管理運営業務を5年以上継続して行った実績があること。

■指定期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

■募集方法

公募とする。

■選定基準（審査項目・配点）

「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第3条第1項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定する。配点については、施設の安全管理、衛生管理及び利用率向上のための提案について、配点のウエイトを2倍とする。最低制限基準として、3つの審査項目の合計点が満点の60%に達しない場合は選定しないこととする。

■管理経費等

◇利用料金制を導入する。

◇現指定管理者の実績を基に、消費税増税及び賃金上昇を見込んだ金額としている。

【質疑等】

Q 募集要項の人員配置等の項目で、管理棟及び温泉棟に2名以上勤務に就くものとあるが、2名で足りるのか。

A 休日等繁忙が見込まれる場合は、管理棟2名以上、温泉棟2名以上の計4名以上の人員を配置していただくこととしている。平日等で利用者数が少ない場合は、2名での運営も可能であると考えます。

Q 食材の提供は行っているのか。

A 現在の指定管理者が自主事業として行っている。

Q 食材提供以外にも自主事業を行っているのか。

A 子供向けの木工教室やスタンプラリー等のイベントを行っている。

Q 4月から11月までの期間限定の開設ということだが、閉鎖期間にも業務があるのか。

A 豪雪地帯なので、週に一度施設の点検を行っている。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

ウ さいたま市見沼ヘルシーランド

(市民生活安全課所管施設)

所管課から、以下の内容について説明を受けた。

■募集区分

単独

■設置条例名・設置目的

さいたま市見沼ヘルシーランド条例

市民の健康の維持及び増進を図るため

■施設概要

《所在地》 さいたま市緑区大字大崎322番地1

《主な施設》浴場、大広間、マッサージ室、温水プール、アスレチックルームなど

■業務内容

◇施設管理運営に関する業務

◇安全衛生を確保する業務

◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

◇その他の業務

■募集要件

◇事務所の所在地がさいたま市内にあること

◇平成20年度以降に、温浴施設、プール、アスレチックルーム等がある見沼ヘルシーランドと類似業務施設の管理運営業務を5年以上継続して行った実績があること。

■指定期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

■募集方法

公募とする。

■選定基準（審査項目・配点）

「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第3条第1項各号に掲げる基準に基づき審査項目を設定する。配点については、施設の安全管理、衛生管理及び利用率向上のための提案について、配点のウエイトを2倍とする。最低制限基準として、3つの審査項目の合計点が満点の60%に達しない場合は選定しないこととする。

■管理経費等

◇利用料金制を導入する。

◇現指定管理者の実績を基に、消費税増税及び賃金上昇を見込んだ金額としている。

【質疑等】

Q 平成28年度から平成29年度の中規模修繕はどのような内容であったのか。

A 機械設備の交換や外壁の塗装等、機能回復を目的とした修繕を行った。

Q 耐震に問題ないのか。

A 昭和62年建築の施設なので問題ない。

Q 施設管理費が上がっているのはなぜか。

A 燃料費の高騰や、消費税増税によるものである。

Q レストランの運営は指定管理業務に含まれるのか。

A レストランスペースの管理は指定管理業務の範疇であるが、レストランの運営は自主事業である。

Q レストランやマッサージ室、売店等の目的外使用を行うのは、指定管理者以外の事業者でも良いのか。

A お見込みのとおり。

【結果】

所管課の意見に対する異論はなかったため、所管課の案のとおり承認することに決定した。

以上